

施設機械設備等機能診断業務の積算参考歩掛読替対照表

施設機械関係積算資料（農政部事業調整課）	農林水産省 土地改良工事積算基準（施設機械）	備考
<p>施設機械設備等機能診断業務の積算参考歩掛の制定について</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">平成 24 年 9 月 10 日事調第 564 号 農政部長から各（総合）振興局長あて</p> </div> <p style="text-align: center; color: red;">一部改正 令和 2 年（2020 年）9 月 28 日事調第 846 号</p> <p>図書表紙 図書名称：北海道農政部農村振興局事業調整課 施設機械関係積算資料</p> <p>制定通知文 本通知文「施設機械設備等機能診断業務の積算参考歩掛」の制定について（平成 24 年 9 月 10 日付け事調第 564 号）を適用。</p> <p>1 一般事項</p> <p>1-1 適用範囲 ～ 1-2 使用に当たっての留意事項 【 略 】</p> <p>1-3 打合せ 打合せは、「土地改良事業等に係る調査測量設計業務の価格積算要領（平成 2 年 3 月 15 日付け設計第 441 号）（以下「要領」という）の設計編 設計業務の価格積算基準 第 5 旅費積算基準」を準用するほか、適宜必要な人員を配置する。</p> <p>1-4 作業区分 ～ 1-5 積算にあたっての留意事項 【 略 】</p> <p>1-6 業務費の構成及び価格積算 本業務に係る業務費の構成は、次のとおりとする。 【 トーナメント省略 】 なお、本業務の価格積算に当たっては、次のとおり行うものとする。</p> <p>(1) 調査業務価格 本業務における調査業務価格は、現場における現地踏査及び現地調査の実施に必要な費用であり、純調査費と一般管理費等で構成する。 なお、調査業務価格の積算に当たっては、<u>要領の地質・土質調査編〔1〕地質・土質調査業務の価格積算基準</u>に準じるものとする。</p> <p>(2) 設計業務価格 設計業務価格は、現地調査の結果に基づき、解析、判定、工法選定等の業務を実施する費用であり、直接設計費、間接設計費、一般管理費等で構成する。 なお、設計業務価格の積算に当たっては、<u>要領の設計編〔1〕設計業務の価格積算基準</u>に準じるものとする。</p> <p>2 現地踏査及び現地調査における歩掛の適用 【 略 】</p> <p>3 機能診断歩掛の適用 3-1 適用 ～ 3-3 作業項目 【 略 】</p> <p>4 参考歩掛 4-1 水門設備における現地踏査及び現地調査（診断調査） ～ 4-6 電気設備における機能診断 【 略 】</p>	<p>機能診断業務（施設機械）の積算参考歩掛について</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">平成 24 年 3 月 30 日 23 農振第 2864 号 農村振興局整備部長から各地方農政局整備部長あて</p> </div> <p style="text-align: center; color: red;">一部改正 令和 2 年 4 月 1 日元農振第 3400 号</p> <p>図書表紙 図書名称：農林水産省 土地改良工事積算基準（施設機械）</p> <p>制定通知文 「機能診断業務（施設機械）の積算参考歩掛について（平成 24 年 3 月 30 日 23 農振第 2864 号農村振興局整備部長から各地方農政局整備部長あて最終改正令和 2 年 4 月 1 日元農振第 3400 号）」</p> <p>1 一般事項</p> <p>1-1 適用範囲 ～ 1-2 使用に当たっての留意事項 【 略 】</p> <p>1-3 打合せ 打合せは、「設計業務の価格積算基準」を準用するほか、適宜必要な人員を配置する。</p> <p>1-4 作業区分 ～ 1-5 積算にあたっての留意事項 【 略 】</p> <p>1-6 業務費の構成及び価格積算 本業務に係る業務費の構成は、次のとおりとする。 【 トーナメント省略 】 なお、本業務の価格積算に当たっては、次のとおり行うものとする。</p> <p>(1) 調査業務価格 本業務における調査業務価格は、現場における現地踏査及び現地調査の実施に必要な費用であり、純調査費と一般管理費等で構成する。 なお、調査業務価格の積算に当たっては、「<u>地質・土質調査業務の価格積算基準</u>」（平成 5 年 3 月 25 日付け 5 構改 D 第 156 号構造改善局長通知）に準じるものとする。</p> <p>(2) 設計業務価格 設計業務価格は、現地調査の結果に基づき、解析、判定、工法選定等の業務を実施する費用であり、直接設計費、間接設計費、一般管理費等で構成する。 なお、設計業務価格の積算に当たっては、「<u>設計業務の価格積算基準</u>」（平成 5 年 3 月 25 日付け 5 構改 D 第 157 号構造改善局長通知）に準じるものとする。</p> <p>2 現地踏査及び現地調査における歩掛の適用 【 略 】</p> <p>3 機能診断歩掛の適用 3-1 適用 ～ 3-3 作業項目 【 略 】</p> <p>4 参考歩掛 4-1 水門設備における現地踏査及び現地調査（診断調査） ～ 4-6 電気設備における機能診断 【 略 】</p>	<p style="color: red;">※読替対照表の変更箇所は朱書で記載</p> <p style="color: red;">一部改正通知の文書変更</p>